

函館工業高等専門学校教員会議に関する規程

平成16年4月1日

函高専達第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年函高専達第11号)第16条第2項の規定に基づき、本校教員会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の進級、卒業、転科及び専攻科学生の進級、修了の認定に関する事項
- 二 学生及び専攻科学生の処分に関する事項のうち、校長が必要と認めた事案
- 三 その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 会議は、本校内部組織等規程第2条に規定する教員をもって組織する。

2 校長が必要と認めた場合は前項以外の者を出席させることができる。

(議長)

第4条 会議は必要に応じて校長がこれを招集し、その議長となる。

2 校長に事故あるときは、副校長のうち、あらかじめ校長が指名した者が議長の職務を代行する。

(定足数)

第5条 会議の開催は、構成員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし、長期出張、休職、停職中の者及び療養中の者(独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第22条の規定により就業できない者)等は、定足数から除く。

(臨時開催)

第6条 教員の2分の1以上から申出があったときは、校長は会議にその提議事項を諮問し、必要あるときは特にそのために会議を招集するものとする。

(委員会への付託)

第7条 会議の審議事項について必要と認められたものは、常置の委員会に付託し又は臨時に委員会を構成して、その審議を付託することができる。

2 委員会の委員長は、付託された審議事項の審議結果を会議に報告するものとする。

(記録)

第8条 議案の整理及び会議の記録は総務課総務係(以下「総務係」という。)がこれに当たる。ただし、必要に応じて校長は総務係以外の者を指名することができる。

第9条 会議の議事録は次回の会議においてこれを確認する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月22日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第50号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。